

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1 面)

産業廃棄物処理計画書	
企庭第 000804 号 令和6 年6 月18日	
大阪府知事 殿	
提出者 住 所 大阪府守口 市大庭町二丁目 30番18号 氏 名 大阪広域水道企業団 庭窪浄水場 場長 東野 宗丈 電話番号 06－6908－1951	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大阪広域水道企業団 大庭浄水場
事業場の所在地	大阪府守口 市佐太中町二丁目 33 番9 1 号
計画期間	令和6 年4 月1 日 ～ 令和7 年3 月3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	36：水道業
②事業の規模	令和5 年度 年間配水量: 74,406,630 m ³
③従業員数	8 人 (非常勤2 人含む)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1 のとおり

(第2 面)

産業廃棄物の処理に係る 管理体制に関する 事項			
(管理体制図) 別紙2 のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する 事項			
①現状	【 前年度(5 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	①上水汚泥	②廃油
	排 出 量	63,655 t	0.342 t
	(これまでに実施した取組) ・ 適正な 薬品注入(凝集剤等)による 管理体制の強化(上水汚泥)		
②計画	【 目 標】		
	産業廃棄物の種類	①上水汚泥	—
	排 出 量	72,607 t	— t
	(今後実施する 予定の取組) ・ 適正な 薬品注入(凝集剤等)による 管理体制の強化を 継続(上水汚泥)		
産業廃棄物の分別に関する 事項			
①現状	(分別している 産業廃棄物の 種類及び分別に関する 取組) ・ 該当なし		
②計画	(今後分別する 予定の産業廃棄物の 種類及び分別に関する 取組) ・ 該当なし		

(第3 面)

自ら行う 産業廃棄物の再生利用に関する 事項

①現状	【 前年度(5 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	①上水汚泥	②廃油
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【 目 標】		
	産業廃棄物の種類	①上水汚泥	—
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	— t
	(今後実施する 予定の取組)		

自ら行う 産業廃棄物の中間処理に関する 事項

①現状	【 前年度(5 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	①上水汚泥	②廃油
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	— t
	自ら中間処理により 減 量した産業廃棄物の量	59, 895 t	— t
(これまでに実施した取組)			
・ 平成18年度に排水処理設備を消石灰を加えない無薬注型脱水機に更 新し、汚泥の高脱水効率化			
②計画	【 目 標】		
	産業廃棄物の種類	①上水汚泥	—
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	— t
	自ら中間処理により 減 量した産業廃棄物の量	68, 318 t	— t
(今後実施する 予定の取組)			
・ 適正な施設の維持管理による 汚泥の高脱水効率の維持			

(第4 面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度(5 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	①上水汚泥	②廃油
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	①上水汚泥	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度(5 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	①上水汚泥	②廃油
	全 処 理 委 託 量	3,760 t	0.342 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	— t	0.342 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	3,319 t	— t
	認定熱回収業者 への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・ 高い有効利用率を維持するため、年間を通じて(入札期間等を除く) 再生利用業者へ委託している。(上水汚泥)		

②計画	【 目 標】		
	産業廃棄物の種類	①上水汚泥	—
	全 処 理 委 託 量	4,289 t	— t
	優良認定処理業者 への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	3,786 t	— t
	認定熱回収業者 への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う 業者 への処理委託量	— t	— t
	(今後実施する 予定の取組)		
	・ 電子マニフェストを導入し、管理の効率化を図る。		
	・ 処理委託契約を単年度契約から 長期継続契約へ切り 替え、入札期間 中に最終処分していた汚泥を再生利用業者へ処理委託できるよう にす る(有効利用率の向上) 。		
※事務処理欄			

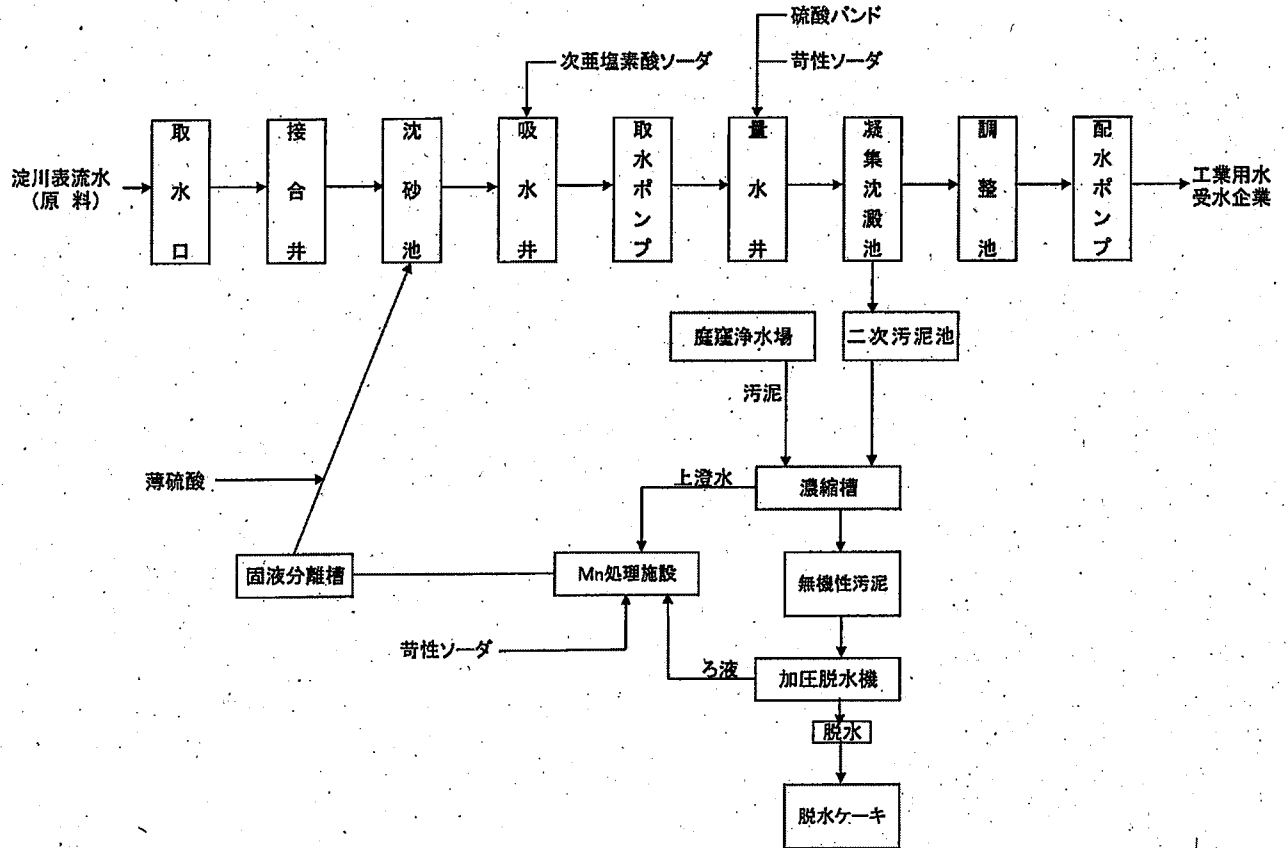
(第6 面)

備考

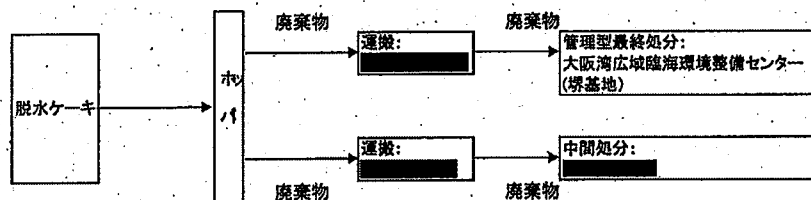
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物発生工程フローシート

(別紙1)



産業廃棄物処理フローシート



管理体制图

(別紙2)

〔組織図〕

